

さいたま市研究開発人材高度化

タスクフォース事業

(学生・企業研究員連携支援事業)

実施要領

平成30年4月

公益財団法人さいたま市産業創造財団

1. 本事業について

<背景と課題>

企業が成長・発展するためには、常に新しいことに挑戦することが重要です。特に研究開発型を目指す企業にあつては、大学との共同研究等を通じて革新的な製品・技術・サービス等を開発するオープンイノベーションの関心が高まっています。しかしながら、慢性的な人材不足に悩む中小企業では、それらに取り組む余裕がない等の声も聞かれ、実現できている例は多くありません。

また、昨今、IoTに象徴されるようなIT、デジタル技術の目覚ましい進化は、企業を取り巻く環境を激変させ、その競争環境は一段と厳しいものとなりつつあります。企業の成長には開発領域以外でも競争に勝ち抜くためのスキルが求められ、それらの能力を持つ人材の育成が中小企業にとって大きな課題となっています。

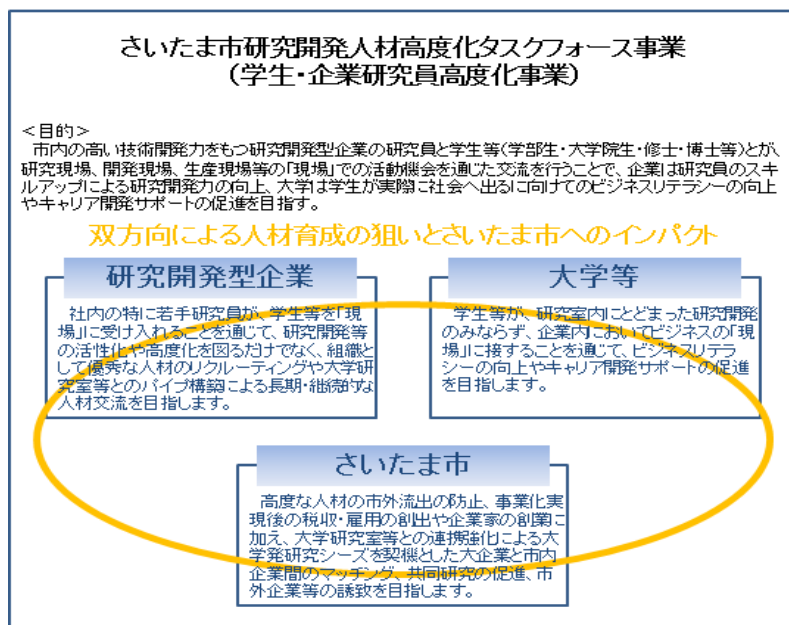
<目的>

「さいたま市研究開発人材高度化タスクフォース事業(以下、本事業)」ではさいたま市内企業(以下、市内企業)と大学等研究機関が共同してひとつのテーマに取り組む共同研究の機会を提供し、企業と研究機関の人的交流を深めつつ、新分野への進出や現在抱えている経営課題の解決に資する人材の育成についても積極的に取り組もうとする市内企業を支援することを目的としています。

<事業の概要>

本事業では、企業の研究開発部門の人材(以下、企業研究員)と大学等の研究室の学部生・大学院生・修士・博士等の人材(以下、学生等)が、企業の開発現場と大学の研究室を相互に行き来して実施する「企業と研究室の相互交流を通じた人材の育成活動」を支援します。企業の研究開発力の向上と大学人材のビジネスリテラシーの向上・キャリア開発のサポートを促進し、「相互に人材育成を支援する」と同時に、本市において研究開発人材育成のノウハウ等を蓄積することで、広くさいたま市内企業へそのノウハウ等を共有することを、目的としています。

また、この事業では研究開発人材の育成のみならず、企業に必要なあらゆる人材の育成に資することも本事業の役割と位置づけており、サービス・小売業のような業種や農業生産法人の人材育成も対象としています。



2. 事業内容

(1) 実施事業の内容

さいたま市研究開発人材高度化タスクフォース事業の内容は、下記からなるものとします。

<企業研究員・学生等の交流による、人材高度化のための共同事業>

本事業は、研究開発型企业、大学等と市財団が連携し、地域の課題の解決に貢献し得る中核的な人材を輩出するために、個々の研究開発テーマ等を通じて研究開発現場での人的交流を深めることで、

- 研究開発型企业においては、研究開発人材のスキルアップや大学研究室とのパイプの構築・強化による人材の確保
- 大学等においては、学生等のビジネスリテラシーの向上・キャリア開発サポートの促進を図ることを目的とした、研究開発型企业・大学等相互の研究開発人材の育成・確保等のしくみづくりを支援する事業です。

例として、下記のようなパターンが挙げられます。

- ① 学生等が研究開発型企业の開発現場を訪問し、企業研究員との相互交流
- ② 企業研究員が大学等研究室を訪問し、大学等の人材との相互交流
- ③ 上記①と②のハイブリッド型の相互交流

(2) 事業期間

事業期間は契約締結日から翌年1月31日までとします。

(3) 採択件数、金額

3件程度（1件あたりの市財団負担1,000千円以内／年度）

（研究開発型企业負担1／3、市財団負担2／3のマッチングファンド形式）

※研究開発型企业負担分は、本プロジェクトにおいて研究開発型企业で発生する費用（労務費、材料費、交通費、大学に対する委託研究費等）です。既に今年度大学等との間で委託研究契約、共同研究契約、奨学寄附金等により本事業の趣旨に合致する費用を負担している場合、それを研究開発型企业負担分に含めることができます。

(4) コンソーシアムの形態

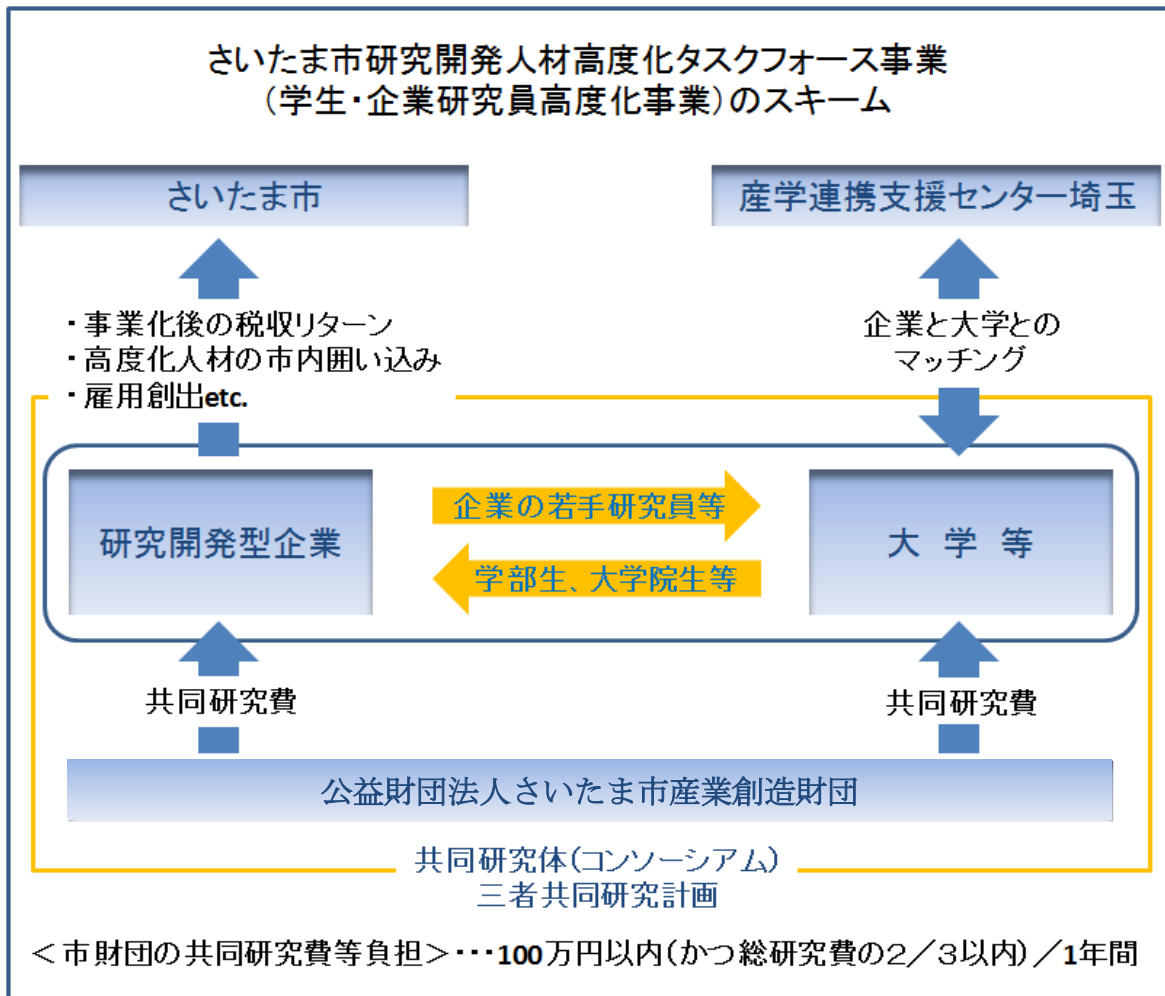
研究開発型企业と大学等の共同プロジェクト

採択後、契約の際には下記のスキームで市財団を含めたコンソーシアムを形成して実施していただきます。

<コンソーシアムの構成要件>

コンソーシアム内の体制は、市財団と大学等、研究開発型企业で構成されるものとします。

【事業スキーム図】



3. プロジェクト選定方法

(1) 公募および選定方法

高度な開発型研究開発型企業の中で、すでに今年度、大学等と共同研究等を行っているもしくは行う予定の研究開発型企業、もしくはインターンシップ等の人的交流事業を実施している研究開発型企業と大学等を市財団のホームページを通じて公募し、市財団の選定委員会で選定します。

(2) 公募期間

平成30年4月23日（月）～平成30年5月25日（金）迄

(3) 選定基準

選定は以下の基準項目にもとづいて行います。

<基準項目>

①有効性

- ・単なる人材交流にとどまるのではなく、具体的テーマ（研究開発テーマや論文、発表等）を通じた人材の高度化が見込めること

②研究開発型企業・大学の実施体制

- ・研究開発型企業側・大学等の研究室側に人材を受け入れる体制があり、実際に、受け入れた人材を指導・教育する体制が整っていること

③提案内容における事業金額、および事業期間の妥当性

- ・プロジェクトに要する費用の内容が妥当であり、かつ事業期間における事業実施の可能性が妥当であること

④モデル事業としての先進性や広がり、ならびに人材育成を基盤とした産学の持続発展的な関係強化が期待できること

- ・市内研究開発型中小企業への水平展開を実施する際のモデルケースとなることが期待できること
- ・コンソーシアムに参画する研究開発型企業、大学等が、人材育成面で持続的に連携を深めていくためのコミットメントが明確になっていること

4. 契約

(1) さいたま市人材高度化タスクフォース事業契約の締結

選定プロジェクトについて、市財団と大学等、研究開発型企業の3者間でさいたま市人材高度化タスクフォース事業に関する契約（以下、契約）を締結します。

<留意事項>

- ◎本事業における市財団からの負担金は、契約にもとづき大学等、研究開発型企業が実施した事項の対価として支払われるものです。そのため、事業管理等について、補助金による助成的な事業とは異なる面があります。当該契約における事業計画にかかる用途以外に使用できません。
- ◎選定後の具体的な契約内容の協議において、支払うべき費用の上限を契約額として定めます。
- ◎支払うべき金額は、事業期間終了後の確定検査において確定します。そのため、支払うべき金額は契約額以下になる場合があります。

- ◎確定検査にあたっては、対象となる経費にかかる帳簿および全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して整理することが必要となります。本事業の対象物件や帳簿、証拠書類の確認ができない場合、当該物件等にかかる金額は支払対象外となる旨、留意してください。
- ◎負担金の支払いは、契約締結後30日以内に契約金額の5分の4を支払い、本事業の実施期間の終了日までに実績報告書の提出を受け、確定検査、成果発表会による報告を経た後、過不足残額を精算します。
- ◎契約内容が合意されない場合、契約の締結を見送ることがあります。また、事業実施の途中でも事業実施者としての資格要件を満たさなくなった場合には、契約を取り消すことがあります。
- ◎本事業の対象経費にかかる帳簿および証拠書類は、本事業の完了の日の属する年度の終了後5年間、市財団から要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければなりません。

(2) 契約期間

契約期間は、契約締結日から、最長で平成31年1月31日（木）までとなります。

(3) 対象経費の内容

対象とする経費は、コンソーシアムにおける本事業（人材育成プログラムの開発・実証）の実施に直接必要な経費および事業成果のとりまとめに必要な経費として、下記【対象経費】に示す項目とします。

【対象経費】

(1) 労務費

- ・人材育成に関わる労務費

(2) 事業費

① 機器等購入費

- ・実践的教育を実施するために必要な機械装置等の購入費

② 研究委託費

- ・共同研究を目的とした大学等への委託研究費、寄附金、研究奨励金などの費用
(本年度内に研究開発型企业から大学へ支払われる費用のみ計上できます。)

③ 旅費・交通費

- ・本事業を遂行するために特に必要な旅費、滞在費および交通費であって、当該機関の旅費規程等により算出された費用

④ 消耗品費

- ・本事業の遂行に必要な資材、部品、消耗品、図書等の購入に必要な費用

⑤ 機器等リース費

- ・実践的教育を実施するために必要な機械装置等のリース・改造・修繕または据付に必要な費用
※実習に際し発生するランニングコスト（光熱水料等）は認められません。

⑥ 通信運搬費

- ・切手代、宅急便等、通信・運搬に必要な費用

⑦ 資料情報収集費

- ・情報検索費、学会への参加費・登録費、コピー等に必要費用
- ・調査分析、情報収集、システム開発、教材作成、翻訳、評価等のための外注費

⑧その他特別費

・以上の各経費のほか、市財団等が特に必要と認める費用

※上記①～⑦以外の経費について必要と考えられる経費がある場合は、市財団まで相談願います。

(3)一般管理費

大学等の規定に基づく一般管理費（大学分のみ計上できます）

(4)事業報告

本事業の実施期間の終了日までに実績報告書を作成していただきます。

なお、報告書の作成においては、構成等を含め市財団と適宜調整するものとします。

本事業終了後に合同の成果発表会を開催する予定です。

(5)成果の帰属

本事業の実施により知的財産権が発生した場合、その帰属先は、次の3つの条件を遵守することを条件に、原則として研究開発型企业または大学等となります。

- i) 当該コンテンツ（開発された教材・プログラム等）に係る知的財産権については、遅滞なく、その種類その他の情報を市財団に報告すること。
- ii) 市財団が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合、市財団に対し、無償で当該コンテンツを利用する権利を許諾すること。
- iii) 当該コンテンツを相当期間活用していないと認められ、かつ、正当な理由が認められない場合、市財団が当該コンテンツの活用を促進するために特に必要があるとして要請する場合、当該コンテンツを利用する権利を第三者に許諾すること。

本事業には「日本版バイ・ドール規定」を適用しており、原則として成果（知的財産権）は研究開発型企业または大学等に帰属するものとします。上記ii) のとおり、本事業（モデル事業）および人材育成施策の公共性の観点から、成果普及を目的として、研究開発型企业または大学等の許諾のもと、市財団が当該事業の成果物（開発された教材・プログラム等）について公表、公開する場合があります。

(6)その他の条件

①事業終了後のフォローアップ調査（事業の継続状況、研究員の追跡）への協力

本事業の終了後における継続状況、人材育成プログラムの導入・展開など成果の活用状況、および人材育成プログラムの改善にかかる研究員のトレースの実施状況等に関して、市財団が行うフォローアップ調査にご協力いただきます。

②事業の積極的なPR

本事業は、事業実施中並びに事業実施後において、自らの取組の内容や成果、また本事業を活用した波及的な取組等について、社会へ向け積極的なPRを行っていただきます。

③市財団における産学連携人材育成施策の検討に対する協力

さいたま市における産学連携人材育成施策の検討等における必要性に応じて、意見照会や、本事業の状況等の聴取、および事業の現地視察等を実施する場合があります。その際にはご協力い

たきます。

5. その他

(1)各プロジェクト内容

各プロジェクト内容については、市財団、研究開発型企业、大学等の間で打ち合わせの上、決めていきます。

(2)問い合わせ先

本事業に関する問い合わせ先および提案書類の提出先は、下記の市財団（産学連携支援センター埼玉）です。

公益財団法人さいたま市産業創造財団 支援・金融課（産学連携支援センター埼玉）

〒338-0001 さいたま市中央区上落合2-3-2 新都心ビジネス交流プラザ3階

電話：048-857-3901 F A X：048-857-3921 担当：平松・伊藤

E-mail：sangaku@sozo-saitama.or.jp

URL：www.sozo-saitama.or.jp